

附属病院の別法人化に係る対応について

文部科学省

日本再興戦略改訂 2014 における「附属病院の別法人化」については、文部科学大臣が定める要件や手続き等を満たす場合に、地域医療連携推進法人の参加法人が開設する病院を「附属病院」として扱うための省令上の措置を講ずる方向で法制的な検討を進める。

要件等については、たとえば以下の事項について告示等で定め、それらを満たす大学等を個別に大臣が指定することを検討している。

- ・ 附属病院として扱われる病院（以下、「準附属病院」）を開設する法人の形態は一般社団法人とし、当該法人の定款において「大学設置者の求めに応じて大学医学部の教育研究に必要な機能の提供を行うための病院の開設及び管理を行うこと」を必須の目的及び事業として位置づけること。
また、大学医学部の教育研究に係る事項についての議決権の過半数を大学設置者が保有すること。
- ・ 大学設置者、準附属病院を開設する法人及び地域医療連携推進法人は、大学医学部の教育研究に必要な施設としての病院の機能を確保するため、次の事項等についての協定を締結し、遵守すること。
 - 一 大学設置者は、大学医学部の教育研究に必要な機能に係る計画(a)を準附属病院を開設する法人に提示し、準附属病院の対応状況等を踏まえ必要に応じて業務監査を行うことができること
 - 一 準附属病院を開設する法人は、(a)に応じるための計画(b)を大学設置者に提出・実行し、(b)の対応状況及び事業報告書を大学設置者に提出すること
 - 一 地域医療連携推進法人は、(a)及び(b)を踏まえた上で、参加法人間の連携推進を図ること